

平成27年 1月  
農 林 水 産 省

## 平成27年度税制改正主要事項

### 1 新規・拡充事項等

- (1) 農業経営基盤強化準備金制度の拡充（農業用建物の追加等）及び2年延長（所得税・法人税）
- (2) 振興山村における工業用機械等の特例措置の見直し（取得価額2,000万円→500万円等）及び2年延長（所得税・法人税）

### 2 延長事項等

- (1) 軽油引取税の課税免除の特例措置の3年延長（軽油引取税）
- (2) 農業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置の2年延長等（不動産取得税）
- (3) 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置等の2年延長（登録免許税、不動産取得税）
- (4) 山林所得に係る森林計画特別控除の3年延長等（所得税）

平成 27 年 度  
税 制 改 正 事 項

平成 27 年 1 月  
農 林 水 産 省

## 第 1 農業経営の安定化

- 1 農業経営基盤強化準備金制度（交付金を準備金として積み立てた場合及び同準備金を活用して農用地等を取得した場合の経費算入）について、以下の見直しを行った上、適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）
  - ① 対象者について、認定新規就農者である個人を追加するとともに、農業生産法人以外の特定農業法人を除外する。
  - ② 対象となる特定農業用機械等に器具備品、一定の農業用施設である建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェアを追加する。
  - ③ 対象となる交付金から環境保全型農業直接支援対策交付金を除外する。
- 2 軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年延長する。（軽油引取税）
- 3 農業協同組合、漁業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除）について、控除額の上限を価格の1/2とする等の見直しを行った上、適用期限を2年延長する。（不動産取得税）
- 4 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（2%→0.8%）の適用期限を2年延長する。（登録免許税）
- 5 農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置（取得価格の1/3控除）の適用期限を2年延長する。（不動産取得税）
- 6 平成27年度から平成29年度まで農地の負担調整措置を存続する。（固定資産税・都市計画税）
- 7 東日本大震災の津波被災区域で実施する土地改良事業の換地計画に基づき創設農用地換地を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格の1/3控除）の適用期限を2年延長する。（不動産取得税）
- 8 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却（30%）又は法人税額等の特別控除（7%）（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）について、対象者から認定経営革新等支援機関等を除外する等の見直しを行った上、適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）

【経産省等3省共管】
- 9 農業信用基金協会、(独)農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の適用期限を2年延長する。（登録免許税）

【経産省等3省庁共管】

## 第2 農林水産関連産業の振興等

- 1 中小企業者等の軽減税率の特例（協同組合等について所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率を19%→15%とする措置）の適用期限を2年延長する。（法人税）  
なお、中小企業者・協同組合等の軽減税率（19%等）については、引き続き、中小法人・協同組合等課税全体の見直しの中で検討する。
- 2 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除について、以下の見直しを行う。（所得税・法人税）
  - ① 総額型の控除税額の上限を当期の法人税額の25%とする。
  - ② 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、税額控除率を引き上げる（12%→20%等）とともに、控除税額の上限を総額型とは別枠で当期の法人税額の5%とする。  
（①と②の合計で控除税額の総枠を上限30%）
  - ③ 繰越税額控除限度超過額等に係る税額控除制度を廃止する。等  
【経産省等8省共管】
- 3 技術研究組合の所得計算の特例（圧縮記帳）について、対象資産から土地の上に存する権利を除外した上、適用期限を3年延長する。（法人税）  
【経産省等4省共管】
- 4 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却（30%）又は法人税額等の特別控除（7%）（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）について、見直しを行った上、適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）（再掲）  
【経産省等3省共管】
- 5 中小企業等の貸倒引当金の特例（繰入限度額を12%増し）の適用期限を2年延長する。（法人税）  
【経産省等5省庁共管】

## 第3 農山漁村の活性化

- 1 振興山村において工業用機械等を取得した場合の特例措置について、同意山村振興計画（仮称）に記載された区域及び事業に係る措置とした上で、以下の通りの見直しを行い、2年延長する。（所得税・法人税）
  - ① 対象事業者は地域資源を活用する製造業・農林水産物等販売業を営む中小企業者
  - ② 取得価額は2,000万円超を500万円以上（地域資源を活用する製造業で資本金5,000万円超は1,000万円以上）に引き下げ
  - ③ 特例内容は特別償却（初年度1年間）を割増償却（5年間）に変更等  
【総務省等3省共管】

- 2 次の特定地域において工業用機械等を取得した場合の割増償却（機械・装置32%等）（所得税・法人税）
  - （1）半島振興対策実施地域（認定産業振興促進計画（仮称）に記載された区域及び事業に係る措置とした上、2年延長）  
【国交省等3省共管】
  - （2）離島振興対策実施地域（2年延長）  
【国交省共管】
  - （3）奄美群島（2年延長）  
【国交省共管】
  
- 3 過疎地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却（10%等）の適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）  
【総務省等3省共管】
  
- 4 福島再開投資等準備金制度（避難指示解除区域等へ帰還を希望する事業者で一定の事業実施計画の認定を受けた者が、積立期間内の日を含む各事業年度において計画に記載された事業の用に供する施設・設備の新增設等の経費に充てるための資金を積み立てた場合の経費算入）を創設する。（所得税・法人税）  
【復興庁等4省庁共管】

## 第4 森林・林業施策の推進

- 1 山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の20%等）について、収入金額が2,000万円超の者の2,000万円を超える部分の控除率を10%とした上、適用期限を3年延長する。（所得税）
  
- 2 軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年延長する。（軽油引取税）（再掲）
  
- 3 中小企業者等の軽減税率の特例（協同組合等について所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率を19%→15%とする措置）の適用期限を2年延長する。（法人税）（再掲）
  
- 4 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却（30%）又は法人税額等の特別控除（7%）（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）について、見直しを行った上、適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）（再掲）  
【経産省等3省共管】
  
- 5 中小企業等の貸倒引当金の特例（繰入限度額を12%増し）の適用期限を2年延長する。（法人税）（再掲）  
【経産省等5省庁共管】
  
- 6 農業信用基金協会、（独）農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の適用期限を2年延長する。（登録免許税）（再掲）  
【経産省等3省庁共管】

## 第5 水産施策の推進

- 1 軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年延長する。(軽油引取税)(再掲)
- 2 農業協同組合、漁業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置(取得価格のうち貸付金相当分を控除)について、見直しを行った上、適用期限を2年延長する。(不動産取得税)(再掲)
- 3 中小企業者等の軽減税率の特例(協同組合等について所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率を19%→15%とする措置)の適用期限を2年延長する。(法人税)(再掲)
- 4 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却(30%)又は法人税額等の特別控除(7%)(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)について、見直しを行った上、適用期限を2年延長する。(所得税・法人税)(再掲)

【経産省等3省共管】

- 5 中小企業等の貸倒引当金の特例(繰入限度額を12%増し)の適用期限を2年延長する。(法人税)(再掲)

【経産省等5省庁共管】

- 6 農業信用基金協会、(独)農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置(0.4%→0.15%)の適用期限を2年延長する。(登録免許税)(再掲)

【経産省等3省庁共管】

## 第6 その他

- 1 旧3級品の製造たばこに係るたばこ税の特例税率について、4段階の経過措置を講じた上で廃止する。(たばこ税・地方たばこ税)
- 2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税を非課税とする措置等を講じる。(狩猟税)
- 3 独立行政法人の組織の見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる。(複数税目)

## 〔税制改正見直し事項（廃止）〕

- 1 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、適用対象から（独）農畜産業振興機構の業務に係る負担金を除外する。（所得税・法人税）
- 2 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却（30％）を廃止する。（所得税・法人税）